

第(6)回 八代市住民自治推進団体連絡会議会議録

開催日時	平成21年9月30日(水)13:30~15:10
開催場所	代陽公民館大会議室

出席委員

座長	徳田 武治	委員	淵川 勝則	委員	西濱 昭則
委員	上村 國美	〃	大原 友春	〃	坂本 幸一
〃	福岡 克明	〃	加来 經久	〃	小松 八郎
〃	井山九州男	〃	松村 政利	〃	橋口 尚正
〃	武田 文夫	〃	村田 健一	〃	古閑 啓子
〃	田浦 朴	〃	竹中 慎一	〃	有馬 光敏
〃	徳永 禎男	〃	白石 善吾	〃	山下 益雄
〃	宇佐美正行	〃	緒方 勢一		鏡 克弘
〃	中村 勇	〃	宮部 光輝		久保田 和子
〃	橋本 和久	〃	澤 真由美		
〃	平田 啓爾	〃	米田 常男		

欠席団体

郡築校区	民生委員・児童委員協議会
------	--------------

出席職員

役職	氏名	役職	氏名
企画振興部次長	米田 健二	日奈久出張所	森 和昭
地域振興課長	松本 浩	坂本支所総務課副主幹	南 和治
地域振興課長補佐	澤田 宗順	千丁支所総務課係長	上原
地域振興課主査	村上 修一	鏡支所総務課副主幹	松岡 猛
高田出張所長	川上 哲郎	東陽支所総務課副主幹	坂崎 伸治
八千把出張所長	寺田 基一郎	泉支所総務課主任	岩田 剛
宮地出張所長	鬼塚 孝一	代陽公民館主事	牛田 博之
二見出張所長	柿本 光明	八代公民館主事	中尾 賢太
昭和出張所	梶原 浩三	植柳公民館主事	山本 高裕
竜峯出張所長	川野 雄一	松高公民館主事	西村 裕昭

その他の出席

役職	氏名	役職	氏名

傍聴者数

なし

協議事項

- 1、意見書の取りまとめ
- 2、その他
- 3、市長具申について

議事録

(事務局)

本日は、大変お忙しい中に、お集まりいただき誠にありがとうございます。

会議も6回目を迎えて、いよいよ大詰め、最後の会議となります。前回、「活動支援について」持ち寄った意見を協議していただきました。本日は、これまで取りまとめた事項すべてについての確認作業ということになります。大変中身の濃い協議となりますが、皆様からの忌憚のないご意見ご質問を頂戴して参りたいと思います。

それでは、設置要領によりまして、徳田座長の方にこれからの進行をお願いしたいと思います。どうぞ、宜しく願いいたします。

(座長)

皆さんこんにちは。先日は恵の雨が降りました。天気予報では、8月が2日ぐらい、9月がやはり2日ぐらい降りまして、農作物に影響を受けているようです。私はみかんを栽培される地域に住んでいますが、毎日大きなポリタンクに水を入れ、山に運ばれご苦労をされているわけでございます。また、この前は、熊本県民体育祭が八代市であり、大いに盛り上がったようです。八代市の総合成績も2位ということであり、大変よかったなと思っているところでございます。

先ほど、事務局が申しましたように、これが最後かなというふうに思っております。私は、住民自治の直近の資料を集めてみましたが、近年にない中身の濃い住民自治の協議なのかなと改めて思っているところです。

最後になりますが、皆さんも「これも言いたい」、「これも言っておこう」というところがありましたら、時間の許す限り拝聴してまいりますので宜しくお願いします。

それでは、時間も限られていますので、早速議題に入っていきたいと思います。まず、1項目目の「意見書取りまとめ」について事務局説明をお願いします。

(事務局)

皆さんこんにちは。昨年の6月に第1回目の会議をさせていただきました、1年3ヶ月経ちました。本日が第6回目の会議ということになりました。これまでご協力いただきましたことについて、意見書という形で取りまとめましたので、その内容について説明をさせていただきたいと思います。資料については、事前に配付させていただいておりますが、左上に「第1 意見書の趣旨」と書いてある資料をご覧くださいと思いますが、皆さんお持ちでしょうか。

この資料は事前にご一読いただいているかと思いますが、「第1 意見書の趣旨」、「第2 組織づくりについて」、「第3 活動支援について」の3部構成になっていま

す。

まず1ページ目です。第1 意見書の趣旨となっていますが、これは主に第2回会議でご協議いただいた内容を取りまとめたもので、この意見書は、住民が主体となって取り組んでいくために、どのような取り組みが必要なのか、あるいは、八代市のコミュニティ関連施策が今後どのようにあるべきかを検討し、市に具申するということを表させていただいております。

また、具申するにあたっての考え方として、この会議で決めた事柄は、各地域、各団体が住民自治を進めるという共通認識として受け止めるとともに、新たな住民自治組織の構成員となって行かなければならない。そして、行政と地域が一つになって新しい時代を築き上げていくという目標をここに掲げさせていただいております。

また、下の段となりますが、この連絡会議における検討項目についても示しているところです。次をめくっていただきますと、2ページの「第2 組織づくりについて」ということですが、これは、前回の会議でご確認いただいておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、6ページの「第3 活動支援について」をご覧くださいと思います。

まず、この活動支援については、前回第5回ですね、それと前々回第4回の会議で委員の皆さんから出していただいたご意見を基に取りまとめさせていただいたものです。また、前回の組織づくりについての時と同様に、昨年4ヶ月をかけて実施しました各校区・各団体等との意見交換会での意見、さらにはアンケート調査による意見等も反映させていただいております。

それでは、内容について説明をさせていただきます。まず、活動支援についての前置きとしまして、住民自治によるまちづくりを実現するには、地域住民の協力体制の強化とともに、我々住民と行政が協働しながら、さまざまな活動に取り組み、対等なパートナーとして、補完していく関係を構築しなければならないということ。

しかし、地域住民が活動しやすい環境づくりや活躍できる場の提供、さらに、新たな住民自治組織を運営していくために必要な活動資金等、不安的要素が多く、特に初めての取り組みであることから、行政側のバックアップは必要不可欠であるということですね。そのようなことから、まちづくりに必要な「ヒト」「モノ」「カネ」の3つの視点から、それぞれを整理しました。「ヒト」は行政における人的支援、「モノ」は活動が活発化できる拠点施設の提供、「カネ」は財政的な支援を想定しているのだ、というように書いています。先ほど、3本と申しましたが、まず、ヒトにつきましては「行政における人的支援」では、人的支援と総合窓口についての2項目を書いております。また2番目のモノ「拠点施設の提供」では、拠点施設の位置づけと指定管理者制度の導入についての2項目。それから3のカネ「財政支援」では、補助金の一本化と住民自治組織設立時の財政的支援についての2項目を皆さんの意見として取りまとめてみる事が出来ました。

なお、この構成としては、第2の組織づくりについてと同様に、項目ごとにそれぞれ総括的に意見を取りまとめ、その後、主な意見として、皆さんから出た具体的な意見を2～5のポツで表現させていただいているところです。

それでは、それぞれの項目ごとに説明をしていきたいと思えます。先ず6ページの1番目のヒト（1）人的支援のところですが、人的支援についてです。住民自治によるまちづくりを推進していくには、住民の意識改革が必要であり、まだまだ制度の趣旨が浸透していないのが現状である。住民も自治意識を高めなければならないと認識はしているけども、地域住民へ十分な説明ができていないので、行政からの積極的な働きかけが必要と捉えている。また、地域住民が主体となってまちづくりに取り組んでいくためには、地域住民の事務能力、企画能力をさらに向上させなければならないので、職員が持つノウハウを地域住民に引き継がせることができるようしっかりと指導してもらうことが必要である。現在、市は本格的な行財政改革の断行中であり、職員の削減は避けられないことも理解できるが、住民自治によるまちづくりを推進していくには、何よりも行政の柔軟な対応が求められる。そこで市は、地域住民が主体となった組織の運営ができるまでは、地域の身近な存在である公民館主事や出張所長等の職員を削減することなく、身近なところで指導・助言がもらえるような体制づくりを望みますということによって表させていただいております。

次のページの（2）総合窓口についてですが、市では、それぞれの所管課がまちづくりを担当していることから、住民が地域の課題をいくつもある課と個別に対応していくと時間的、労力的にも負担が生じる。ましてや、これから推進していく住民自治によるまちづくりは、初めての取り組みであり不安もあるということですね。そこで市は、組織づくりへの指導・助言、それから各種情報提供や相談、各課との連絡調整等の機能が果せるよう、市役所内部において、総合的な窓口を設置されることを望みますということです。

次の2のモノの（1）拠点施設の位置づけということなのですが、地域住民が主体となって、公益活動を実践していくには、活動の拠点となる施設が必要。そこで、地域の拠りどころでもある公民館等施設を新たな住民自治組織の拠点施設として位置づけ、施設内に事務局スペースを設けるなど、我々住民が活動しやすい体制づくりが必要と捉えていると。また、公民館等施設は、教育施設や農業関連施設など、管理する所管がまちまちであることから、一体的な対応が可能となるよう行政内部での一元化も視野に入れるべきではないかということを書いております。さらに、公民館施設が設置されていない地域や施設の老朽化が進んでいる地域、施設が手狭であるという地域などもあることから、市は、均衡ある発展とまちづくりを活発化させるために、公民館等施設の設置・増築や老朽化した施設の改修等を望みますということに記載しています。

次の8ページをご覧になっていただきたいと思います。2のモノの（2）指定管理者制度の導入についてですが、市では、現在、指定管理者制度の導入を行って

いるが、公民館等施設は、地域の拠点施設、いわば地域住民の施設である。そのため、公民館等施設の指定管理者制度導入にあたっては、当該地域住民以外の民間団体が管理運営するのではなく、地域住民が主体となって管理運営していかなければならないと考えている。そこで市は、公民館等施設における指定管理者制度の導入にあたっては、各施設の不均衡が生じないように施設整備等の配慮を望むんだとしています。

次の3のカネの部分ですが、(1)補助金の一本化です。住民自治によるまちづくり基本指針に掲げられている「財政支援」では、コミュニティに関する補助金を可能な限り一本化し、新たな住民自治組織に一括交付し、地域の裁量で各事業への配分や用途の決定ができる仕組みを考えられており、我々としても、地域の独自性が発揮できる仕組みとして期待している。しかし、新たな組織体制で地域活動を実践していくには、それ相応の財源が必要であるし、地域住民で考え決定した新たな事業については、事業収入や自己負担を求めて、まちづくりに取り組んでいかなければならないと理解をしている。そこで市は、設立当初における財政支援について、最大限配慮をしていただくことを望みますということを書かせていただいております。

次が3のカネ(2)住民自治組織設立時の財政的支援、最後となりますが、住民自治組織設立時の財政的支援については、新たな住民自治組織をスムーズに運営していくには、時間も労力もかかり、何よりも初期投資が必要と捉えている。何より、住民に負担を求めるような制度であれば、組織設立に支障をきたすことが考えられるし、地域の課題も増え、複雑化しているため、出来るだけ早く、新たな住民自治組織を設置していかなければならないと考えている。そこで市は、組織設置後、運営に支障をきたすことがないよう組織運営に必要な経費の一部を助成されることを望みます。また、役員のなり手不足や高齢化、特定の人への負担増といった課題もあることから、役員又は、事務員の人件費等の支援についても検討されることを望みますとここで書かせていただいております。

これで意見書の1~3についてとりまとめたことについての説明を終わりますが、非常に簡単で申し訳ないのですが、何かお気づきの点がございましたらご意見をいただきたいと思います。以上で、説明を終わります。

(座長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局からこれまで議論してきた内容について説明がありました。第1項が、「意見書の趣旨」、第2項が「組織づくりについて」、最後、第3項に「活動支援について」まとめてあります。組織づくりについては、前回の第5回会議で確認をいただいておりますので、本日は、第1項目と第3項目の確認ということになります。

私としては、大方、これまで議論してきた内容が盛り込まれているのではないかと考えているのですが、皆さんにおかれましては、いかがでしょうか。ただ今からご意見、ご質問があれば、遠慮なく出していただきたいと思います。そしてよい具申ができ

ればなと思っておりますので、ひとつ宜しくお願いします。

(委員)

私も送られてきた資料を見まして、皆さん達の意見を拾い上げてよくまとめているなと思いました。第1の意見書の趣旨というところに「2 具申するにあたっての考え方」というところで、「次のような考え方を前提として検討を行いました。」と書いてありまして、「(1) 会議の進め方」が書いてあるわけなのですが、これは最初の会議のときに、このようにやって行きましょうということで確認したものだと思うのですが、実際のところ、多くの委員さんは、市長への具申が終ってから地域住民の方への意見は・・・、住民説明会のときに皆さんの意見はしっかり聞くというふうなところが多くて、ここに書いてあるほどは、地域住民の声を反映したものではありません。ここにお見えの会長さんたちの意見がメインだったように思いますので、ここは違う文言で書かれた方がいいのではないかとこのように感じましたが。

最初に話し合った内容が記載してあるのですが、「協議した内容は、その都度、各地域、各種団体に持ち帰り、それぞれ意見を持ち寄り」と書いてあって、如何にそれぞれの地域で討議がなされたんだというような印象に文言ではなっていますが、実際は、市長への具申が終ってから、地域住民の説明が終ってから、地域の方の意見は聞くというふうなことの意見が多かったと思うので、ここは、ある程度このような考え方を前提にして行ったとかの書き方がいいのか、それとも違う文言がよろしいのか、変更ができるのであればそちらが好ましいのではないかと個人的に思った次第です。

(座長)

具申後に地元説明会を開くが、しかし、それはそれとして、住民説明会をして具申をすると、それが本来の姿ではないのかなと、それが理想でしょうが、ここでは具申の文言の使い方ですね、それをもう少し工夫してもらいたいということだと思います。具申は、詳しく説明を申し上げるとか、つぶさに申し上げるとかが具申の意味なのです。本来は地元説明会をした後、十分意見を聞いて、そして具申に盛り込むということだと思います。しかし、ここにそれぞれの会長さんがおられますから、地元住民の代表として、意見はある程度、吸い上げてきた結果、このような内容になったということで具申になったと思いますし、私はそう思います。私もすべての地域住民に説明はしていません。校区の役員さんだけが、ある程度、納得はして具申に盛り込んでいけばと。

(委員)

私は先ほどの委員さんが指摘をされたとおりで思ったと思います。というのも、住民にしっかり説明を下ろすと、そういったことがなかなか出来ていないということが、皆さんのご意見だったかと思えますし、私も理解をしております。だとすれば、ここに書いてあるのは、本当の意味で住民自治に対する説明が浸透していない、よく判らないから、住民に説明が出来にくかったというのが実情であったかと思いま

す。そういう観点で見ますと、この表現は的を得ていないようだと思いますし、皆さんもそうではないかと思っています。私の理解は間違っているのでしょうか。

(委員)

私も途中で交代をしまして2回目でございます。先ほど委員から出ました文言ですが、確かに3行目の「協議した内容は、その都度、各地域、各種団体に持ち帰り」という言葉は、私は当てはまらないのではないかと思います。その点を考えていただければ、後は具申されて結構ではないかと思っています。

(事務局)

この文についてなのですが、先ずこの会議を開催した大元の理由としては、市の方で基本指針を策定しました。その後、行動計画を作るということにあたって、広く市民の方たちに意見を聞きなさいということで市長より指示があり開催をさせていただきましたということです。そこで、行動計画ができますと具体的な話ができるので、いろんな説明の仕方があるのですが、現段階では、皆さんがどういう支援を求めているのか、そういう意見をですね、お伺いしたいと。それが今回の意見書ということで具申としてまとめていただいております。そのために、第2回目の会議の際に、本来であれば時間を短くして集中的に協議した方がよかったですのですが、できるかぎり地域にバックしてもらって、地域ではどうなのかということで、2ヶ月の間を開けさせていただいております。ですから、一方的な言い方をさせていただきますと、きっと話をさせていただいて出席をしてもらっているということが事務局側の想いです。ですから、提案されたものを皆さんで一度、話をさせていただいて、それを地域に持って帰ってもらい、地域ではどのような意見が出たかということをお次の会議で発表していただくというふうなサイクルで今回の会議を進めさせていただいたというのが実情です。それで、十分な説明ができなかったということですが、実は先ほどの活動支援の6ページの人的支援の中で私が一部端折ったところがございます。3～4行目のところなのですが、「我々住民も自治意識を高めなければならないと認識しているところですが、情報不足、勉強不足の感が否めず、地域住民へ十分な説明ができません。そのため、住民説明会を含め、行政から積極的な働きかけができなければ、新たな住民自治組織の設立に繋がらない恐れがあります。いうふうなことで、皆さんから出た心配事についての部分は、ここに反映をさせていただいております。ですから、1ページのところの進め方は、第2回目の会議で、こういう風な会議を進めようではないかということで皆さんで確認をいただいた内容をここに記載をしているということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

(委員)

今の事務局の説明も判っているのですが、とにかく会議でこのような方向性で進めて行きましょうということを示しているということを読めばよろしいということですかね。実際は沢山の意見が出されましたように、なかなか地域住民の声を拾い上げていないものではないと。ですから、地域に持って帰っているのであれ

ば市民の声が反映されているというふうにとれないでもないのですが、少し心配しました。会の進め方やこういうふうに進めていきたいと思います。これは確認しあったということは十分承知しております。

(座長)

20校区の校区長出席しておりますが、各校区長、校区会で町内長は私が説明したことを町内に下ろして説明をしてくださいということは果たしてできるものか。実際はやっていません。そこまで求められると、私たちの立場はないです。皆さんどうでしょうか。

そうです。

(委員)

理屈としては、委員のおっしゃるとおりだと思います。ところが現実には、市政協力員が中心となって地域住民にそのようなことを下ろして意見を収集しなさいということはやっていません。市政協力員の例会のときに皆さんにお伝えはしますが、それを自分の町内に帰って意見を聞いて持って帰ってくると不可能に近いのです。だからしていません。他の20校区の長も同じだと思います。それをやっている校区長がいるとすれば素晴らしいことだと思いますので、早くモデルを作ってもらいたいと思います。多分ないと思います。

少し、意見を言わせていただきたいと思いますが、これを立ち上げたときの市長さんとまた新しい市長さんができています。果たして新しい市長さんがこの住民自治についてどれだけの理解をしているのか、せっかくこれだけの素晴らしいメンバーが揃っているわけですから市長との意見交換会をする機会をできればもっていただきたいなという気がします。今の市長が住民自治にどれだけの理解があるのか、私は住民に相当の不安をかってることは理解をしていただくと考えています。ただ、国の施策の見直しが沢山あるでしょう。補正予算も見直す、地方交付税だって多分減額になってくるのではないかなと思うわけです。そういうことを考えると、八代市も市長が変わられたので新しい市制というのも、今までの事務局の努力はかかっていますが、新しい市長は理解をしているのかどうか、私たちと意見交換を一回ぐらいしたほうがいいのではないかと、これが最後の集会ということになれば執行部がどのような段取りで何をしていられるのか、住民自治を進めるのは来年ぐらいからモデルを作るとおっしゃるけども果たして、その点を知っているのかどうか。この話は市長にしたことはあるのですか。できれば、これだけのメンバーですので挨拶にでも来ていただいて、意見を聞いてもらってもいいのではないかと考えています。そうでないと具体化しませんよ。私はそう思います。

(委員)

何回目かの会議のときに地域に持ち帰ることは持ち帰ると、ただし、今年が平成21年ですが、平成22年の事務局の大きな計画の中に地域に入ってきて、地域にそのような説明会を何回かしますということでしたので、校区長としては、地域に持ち帰って町内会町会あるいは、総社教の役員に方々には説明はしましたが、皆さ

んもそうだと思いますが、事務局と同じような説明は私にはできませんでした。勉強をして説明はしますが、来年度に事務局が説明に来るということですから、その時を期待をして、主だった役員の方に説明をし、この会議への意見は反映はしていますが、来年度にかけるということで、地域住民まではやっていない校区が多いのではないかと思います。

(座長)

それでは、事務局説明をお願いします。

(事務局)

8月に選挙があり、新しい市長に代わったばかりということですが、時間が限られている中でざっくりした話を、この会議をやっていきますということ、19年度に基本指針を作りましたのでこれで進めているという話がありました。現在、行動計画を作るために、連絡会議を設けて、最後の会議に向けて事業を進めています。その意見が具申という形で市長に上がってまいりますという説明をしています。

それから今後については、できるだけ早く取りまとめをして行動計画を策定しますが、案の段階で地域審議会に諮ることになりますので、意見を聞きます。それから、パブリックコメントということで広報紙とかホームページそれから、出張所、公民館に計画(案)を置いて広く意見を聞きます。それから、当然この会議でも意見を聞きますというふうなことで説明をしております。ですから、それをすべて受けた段階で最終的に政策決定をさせていただくということになります。ですから、今回は行動計画を作るために皆さんから、確かに下の方まで下りていないかもしれませんが、ひとつの大まかな考え方として、今回この中で具申をいただくというふうに私たちも理解をしていますので、下までは下りていないだろうということは十分理解しております。何らかの機会があったときにですね、市長へは意見交換等についての説明はしていませんので、行動計画ができましたら校区説明会に入っていきますということは話をしていますので、いろんな形で市長と意見交換をする機会はあるのかなと考えているところです。

(座長)

ちょっと確認します。具申は具申として市長は受けるということですか。

(事務局)

受けるということは確認をしております。

(座長)

そうですね。

(委員)

具申は受けるということだと思いますが、これをやりなさいということはまだないのでしょう。

(事務局)

これは基本指針を策定したときに、政策決定していますので、当然これは進めるということに進めていますので、これが変わるということはありません。

(委員)

それがはっきりしていればいいです。しかし、具申は具申で市長がこれをやりなさいということがあればいいのですが、今、世の中のことを考えると不透明なところが多いのですよ。それで、市長さんの意見を聞いて、「それはいい、やりなさい」とここで言うてもらえれば、我々も張り切ってやりますよ。その点を聞いたかったわけです。具申は受けるはずですよ。しかし、市長の考えで「少し待ちなさい、住民に負担をかけると大変だ」ということで、もう少し待ちなさいということか、すぐやりなさいということなのか、その点を私は聞いたかったわけです。そうでないと我々はやる気がないのですよ。市政協力員の任期もあと半年で後はどうなるのか判らないのですよ。

(委員)

何回も同じような意見になりますが、次の段階でどういうふうになるのか、説明がありました。これからの展望といいますが、そういうことは理解をしましたが、今出席をしている私たち校区の代表はですね、今度が最後とおっしゃるが、それでは最後の次は、どういった具体的な進展になるのかを心配しているわけです。おおよそのことは聞きましたから判るようなものの、本当に住民に浸透していくような、そういった会合になっているのかどうか、その点の懸念をもっている校区長さん方が多いような気がしているのです。ですから、この後はこういうステップを踏んで、こういうふうに住民に浸透を図りますということを我々に判るように事務局から説明をいただければ、皆さん安堵するのではないかと思います。

(事務局)

第1回目のときに想定スケジュールをお出ししたかと思えますし、一度は委員からもご指摘があったかと思えます。

基本的にそのスケジュールは変わっていないというのが現状です。後ほど説明しようかと思っておりましたが、当時は年内に行動計画をまとめるというようなことをお伝えしていたかと思えますが、先ほどもありましたように、新市長にいろいろな説明をしていかなければなりませんので、そのスケジュールを入れると2ヶ月間ぐらいでまとめるのが難しいのではないかという懸念が出てまいりました。ただ、年度内の早い時期にはまとめて行きたいというふうには思っております。それができましたら、当然、校区に入ってから住民説明会をやるという計画には何ら変わっておりませんので、その段階で地域の皆さんからの意見を聞きながら具体的な話として進めていけたらと思っております。

(座長)

先ほどの委員さんの話の確認をしたいと思います。具申は当然ですが、した結果それでよろしいということであれば、具申に基づいて、住民説明会をするということでしょうか。

(事務局)

具申を受けて、行動計画(案)を策定します。行動計画の案の段階で、先ほど申

しましたパブリックコメントとか意見を聞く機会を作ります。その意見を反映させて行動計画の成案を作るということです。

(座長)

我々の意見を具申に盛り込むということですか。具申に基づいて住民説明会をするべきだと思いますが。皆さんどうでしょうか。

(委員)

本日意見がまとまったら、10月中に市長へ答申をすると、12月にいわゆる先ほどからある行動計画を政策決定をして策定するというスケジュールになっています。来年の1月から校区に入って説明会をします。今、考えてみると段階、段階で総社教に対して資料をコピーして説明はしています。その中である程度の意見は出てきたけども、「先のことだからまだいいでしょう。」というのが非常に多いのが事実です。でも、本日の会議を基に具申を出すというのは無理があるような気がしています。すぐ、11月にはパブリックコメントをして、12月に政策決定をして行動計画を作り、そして、年が明けて1月には住民説明会をすることですが、順調にいきますでしょうかね。非常に無理をするような気がしています。だから、地域住民の意見が反映されるのだろうかという心配が出てくるのではないかと思います。我々は、各種団体へ説明をし、少しは意見が出てきますので、それをここで、我々なりの意見をまとめて言っているつもりです。いずれにせよ、このような手順では無理がするような気がします。

(事務局)

ですので、その辺がちょっと無理をしますので、行動計画の(案)を作るのが若干ずれ込みそうであるということ。しかし、年内には(案)を先ず、作りまして、市民からの意見を聞いて、それを成案にしていくということ。その後、地元への説明会を実施していくということ。

ですから、12月までに策定するというのが年明けにずれ込みそうだとことです。

(委員)

行動計画をつくったら、住民説明会をすることですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

そうしますと、住民説明会の住民の意見が反映されているのかという心配があるわけですね。いうならば、地域住民の校区説明会をした後、行動計画を作るというスケジュールにすれば、より多くの皆さんの意見が入ってくるのではないかと私個人としては思うわけです。

(事務局)

先ず、行動計画の(案)を作らなければならないわけです。住民説明会という形を取ったほうがいいのかもかもしれませんが、パブリックコメントという形で各校区の施

設に計画書（案）を置いて意見を求めたり、ホームページで意見を求めながら意見を聞くという方法を取りたいということです。ですから、説明が必要ということであれば、場合によっては説明に入らないといけないかと思えますけども、ホームページに掲載することによって、それを見ていただいて意見を出していただくという行為が途中に出てくるということで、そのようにやって行きたいということです。

（座長）

いろいろ、手順のことについて意見がでていますが、今まで6回の会合をして、その内容については、具申に盛り込んでよろしいとお思いでしょうか？

（委員）

結論として、事務局が出しておられる手順で結構だと思います。そして、委員からも出ていますが、八代市長との懇談会ですね、私は好意的といえましょうが、自民党出身の市長ではないと思えますので、政権が変わって政権の市政に取り組む基本方針は国民、市民の目線で見ると市民を大事にした政策を出すということですから、今言われている地方分権、住民自治にはより進んだ考え方を持っているであろうと。これはあくまでも私の想像ですが、私たちが具申をしても、その具申を尊重していただけるのだろうし、間違いのないと思えます。そういうことで、私は、この問題に対する各校区の受け止め方は、内情はよく知りませんので、それを前提にお話をしますと、事務局からも話があるように2ヶ月間の猶予期間を設けていただきましたし、皆さんも座長もそのような形でまとめられましたし、それぞれ持ち帰って各団体で検討しまして、どういう方法でまとめてきたかというのは全員違うのです。皆さんも各団体の意見を背景に、この会議で言われたのだろうと理解をしていました。私も振興会と市政協力員の双方の会議がありますが、私も私なりに説明をしたつもりです。そして、うちの校区の市政協力員の総会もありますので、ヒト・モノ・カネについて、4月の段階では案が出ていたので、市政協力員の全員には説明をしたつもりです。ですので、パーフェクトではありませんが、それなりに、私たちは私たちに持ち帰って地域の意見は聞いたつもりです。

そういうことからすると、先ほどから出ている、会議の進め方の4行目でしょうか、大体、問題はないと思えますし、そうしないと委員としての責任もおかしくなるのではないかなと思えます。ただ、最後の「委員の皆さんの納得いくような形でまとめていくものとします。」ということになると、その点を委員の皆さんの意見を聞いておきますと、私は住民自治は理解をしているつもりですが、皆さん全員が完全に理解をしているかといえ、そうではないのではないかというふうな感じが少ししますので、この文言については、若干表現を検討する余地があるのではないかと考えております。しかし、委員の皆さんがこれでよろしいということであれば、それで結構です。当然、意見を具申するわけですが、意見を尊重して（案）が示されて、（案）によって地域住民の意見を聞かれるわけですから、その手順が妥当であろうと思えますし、その具申を最大限、市長にしても事務局にしても尊重して（案）を作ってください、その（案）を住民に出されるのが効率的で効果的だと思いま

すので、事務局が出される手順で結構だと思います。

(委員)

概ね、今の委員がおっしゃった気持ちに変わりはありません。元々、この連絡協議会というのは、住民自治推進団体ということで、住民自治というものは、自分たちのまちは自分たちで守るとというのが、住民自治だと思うのです。次に推進団体というのは、市政協力員はもとより、各種団体の長の皆さん方がこのような形で参加をして協議をしているわけですから、当然、その名の如く私は推進していいのではないかと。いわば、先ほど来、住民説明会に重点を置いて、住民に理解を求めていくということになれば、いつまで時間がかかるのかということがあります。我々の連絡協議会がまとめた意見を具申し、地域住民との同時進行といいたいまいしょうか、そういう形で進めて行ったらどうかと私は思います。

(委員)

いろいろと心配をしながら、この問題に取り組んでいるわけですが、我々は判ったつもりで話をしていますが、聞いてくれた住民がどこまで判っているのかという判断が判らないのです。ですから、殆ど判らないのではないかとこの気持ちを持っています。しかし、私の地域は開湯 600 年ということで、2 年間取り組んでいます。会議を月に 2~3 回ぐらいやっているのです。ですから、市政協力員とか総社教というような組織とは違いますが、地域のためにということで皆さん一丸となって取り組んでいます。しかし、なかなか人が集まらず、苦勞しながら・・・、催し物をする直前になって、何人かが集まるというのが現状なのです。ですから、住民自治という問題を正面から取り組む場合は、どこまで理解できるかなと非常に心配をしています。市政協力員の中でも話をしたのですが、「先行していけるところは先に行くみたいだ」ということを言いまして、我々は、それを見て真似をしながら付いていこうというのが私の地域の現状です。やらないということではなくて、やらないといけないということは判っているのですが、実際、2 年間やってみましたが、開湯 600 年に向けてですね、地域のためにということで、取り組んできましたが、間違えがあったので、そのような危惧がまだまだあるということです。

(委員)

先ず、最初の意見の発端は、ここで出た意見を地域の住民に持ち帰って、そして上に持ち寄って、それを繰り返しながらまとめていくということでした。実際は、私もやってみて、住民に知らせず、町内長だけに伝えて終らせているような感じがします。末端まで伝えるようにしないといけないと常々思っていますが、しかし、住民自治のことをするので、地域住民の皆さん全員集まってくださいといっても、今の段階では集められないような感じですよ。だからといって何かの会議のときに伝えたいなど、例えば今度運動会がありますよね。体育委員とか町内会長とかが集まりましたが、その時に住民自治の話をしなさいと言ってもできないのです。そのような場ができないのが実情なのです。ですから、町内長程度で終わっているような感じがします。具申後の次の段階で、広報紙とかに載せて、「住民自治を始めま

す」ということを載せると、一般住民もそれを見て、住民自治が広報に載っていたが、「これは何の話だろうか、区長教えてもらえないだろうか」というような、ムードが出来てくると、話が末端まで行くような感じがするわけです。広報紙や住民説明会をどのような形でされるのか、校区民全員集めてやられるのかですね、それは判りませんが、果たして、市が校区民を集めて住民説明会をされると言われてもどの程度集まるのかですね。だから、広報紙とかのPRを使って、末端の人が見て、「このような話は始めて聞いたので、教えてもらえないだろうか」というような段階までになるとこの趣旨が末端までいくのではないかと思うわけです。これは市長へ具申をしてからの話になるのかは私にも判りませんが、具申は具申として市長へ出すのはいいのではないかと思います。

(委員)

市長に話をしたということですが、資金がいることですので、議会とかの反応もいるのではないですか。その点はどうですか。住民自治を進めるには資金が要りますよね。議会を通して資金を確保しなければならないでしょう。

(事務局)

このような事業が進んでいるということ、こういう具申が近々、このような具申が上がってきますよという話はしています。

(委員)

その辺は、議会へ通しているのですか。

(事務局)

議会には基本指針を策定する際に委員会へ説明をしています。ですから、具体的なことについては予算を伴いますので、次の段階ということになります。

(委員)

わかりました。住民説明会は強制的に寄せていただいて、各町内全員集めることは無理ですよ。小さい校区でも難しく役員ぐらいしか集まりません。

(委員)

落とし所としてどこで落とそうかなと考えていましたが、自分でも納得の行く文章を見つけましたので申し上げたいと思います。「その都度」を削除、「そのため、協議した内容は、その都度、」の「その都度」を削除し、「ある程度、委員の皆さんの声が反映できるような形でまとめていくものとします。」とすれば、よろしいかと思えます。

(座長)

いろいろと意見を聞かせていただきました。我々公共というものは、心配性という病気にかかっているわけです。何事についても。だから最初に悩みや不安がでるものですから大変です。しかし、目的は一緒ですから、我々の心配性という病気を払拭するために具申して、行動計画(案)を作って、住民説明会に入るときは私たちの懸念を払拭するように事務局の方はひとつ頑張っていたきたいと思うわけです。そのようなことでよろしいでしょうか。先ほどの委員の文言については十分検

討していただくということによろしいですか。

文言については、検討していただいて、市長へ具申をしたいと思っ

ているところ
です。もう一度、確認をさせていただきます。私たちの6回の意見を十分に織り込
んでいただいて、最初の段階で「骨抜きにしない」と極端な言葉で言いましたけど
も、そういうことで今回は是非、我々、現場に関わってくる問題ですので・・・、
私は、以前、言いましたように平成の八代の大改革と位置付けておりますので、十
二分に私たちの意見は反映してもらいたいと思います。そのようなことによろしい
でしょうか。

了承

ありがとうございます。それでは宜しく申し上げます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。 その他の「新しいコミュニティの
あり方に関する研究会報告」について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

新しいコミュニティのあり方に関する研究報告書についてですが、新聞の切抜き
が最初のページに付いている資料をご覧くださいと思います。

これは、今回、総務省において、地域コミュニティの再生に関する報告書をまと
められましたので、その概要版を本日付けていますので、その報告をするというこ
とです。

まず、お手元にある資料は、8月26日の熊日新聞に載った記事のコピーですが、
これは、平成19年から地方からの声を受けて、総務省内に「コミュニティ研究会」
が立ち上げられ、その中で概ね小学校区単位の自治組織の必要性についての提言が
あり、翌20年7月に「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」を新たに立
ち上げられて、約1年の研究を踏まえて、このたび報告書としてまとめられたとい
うことです。総務省のホームページにも載っていたかと思います。現在、地方分権
や厳しい地方財政、少子高齢化など地方の抱える課題は非常に多く、地域コミュ
ニティの必要性とそれに対する国の支援策等についての声が、地方からたくさん聞
こえてくるということから、研究会を設けて、取りまとめられたというものです。

一枚めくっていただきますと、その報告書の概要版をコピーしておりますが、2
ページ目、右側のページの3行目、2 新しい地域協働の仕組み「地域協働体」を
ご覧くださいと思います。

まず、1つ目の のところですが、「地域における住民活動や地域協働を強化・再
構築していく観点からは、地域の多様な主体が力を結集し、相互に連携・分担して
住民ニーズに対応した公共サービスを効果的・効率的に提供していくための新しい
仕組みが必要」であるということが書いてあります。「具体的には、地域における公
共サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織等など、地域の多様な主体によ
る公共サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントする組織、総務省の方では、
地域協働体と書いてありますが、この構築を推進していくべきである。」いわゆる、
八代市で進めています、これから設置していきます新たな住民自治組織というこ
とになります。

また、4つ目の のところになりますが、「国においては、本報告の内容等を踏ま
え、地域協働体、新たな住民自治組織なのですが、これを地域における公共サー
ビス提供の一つのモデルとして、地域協働体の立上げや初期段階からの運営に係る経

費等について支援する実証的な事業を来年度から実施すべきである。」という報告がなされています。これについては、総務省にも確認を取りましたたが、来年度国の予算に要求されるということでした。

次の3 市町村の役割について、2つ目の ですが、「また、市町村等においては、特に取り組みの初期団体において、コーディネーターとして職員を検討の場に派遣することや初期費用の負担など、人材面、資金面等のイニシャルコストを負担することが有効。また、例えば、イベント組織が恒常的な地域福祉組織にステップアップするときなど、コミュニティ組織等の活動密度の変化が大きいタイミングに政策を打つことが効果的。」としています。要するに国から組織を作りなさい。その際、ヒト・モノ・カネの支援をしなさい、という呼びかけがかかってくるというふうに捉えております。

また、これまでここで協議したことがいくつか盛り込まれています。いわゆる、これは八代市だけの問題ではなく、全国各地でも同じような問題を抱えていることだと思いますが、着目する点としてご紹介しますと、次のページ、3ページの5番目「地域協働体」と地域コミュニティ組織等のガバナンスの2つ目の ですが、「地域協働体や地域コミュニティ組織等において人的資源等の確保が課題」であるということ。「地域の公務員OBやNPOなど組織外の人的資源を活用することなどを同時に検討する必要がある。」というふうに触れられています。次の4ページの8 公務員の地域の公共活動への参加ですが、「市町村等の職員の地域コミュニティ組織等の活動への参加については、貴重な人的資源の活用という観点から、より積極的に評価することが重要であると。なお、その際、公務として参加するのか、個人的な活動かを区別することが重要であり、この点について市町村等においてルールを設定することが望ましい。」としています。いわゆる、地域活動に積極的に参加すべきだ、そのルールも地域の中で考えなさいということを行っています。

また、その次の9 新しい地域協働のための施設のあり方では、新しい組織にも活動する施設が必要であるということが盛り込まれているようです。

今後、八代市で取り組もうとしていることについて、国からも支援があり、いろんな指導・助言が得られる環境が整いつつあるということでもあります。

市としましても、今回、取りまとめていただきました意見書と国の要請に応えるべく、地域住民の皆さんが主体となる環境づくりに、より一層邁進してまいりたいと考えております。簡単な説明で申し訳ないのですが、国の方でも、八代市で考えているようなシステムを研究会で示していただいたというご紹介です。以上で説明を終わります。

(座長)

ただ今、事務局より説明がありましたが、資料を見てみますと、国の方でも、地域コミュニティについて、様々な支援を考えているということと、我々が議論した内容がそのまま、国の方でも研究しているということが判るかと思えます。恐らく、国の動きが早くなれば、八代市の動きも早くなるような気がしておりますが、いずれにしても、我々がこれまで議論してきた内容というものは、間違いではなく、今後はこのような方向で進むということだと思えます。

国の支援策があるのであれば、事務局は、アンテナを張っておかれて、今後もこのメンバーを中心に情報提供等、宜しく願います。この件について、何かご意見などございませんでしょうか。

(委員)

難しい言葉で理解に苦しむのですが、ガバナンスという言葉はどのような意味でしょうか。

(座長)

私が答えましょうか。ガバナンスは統治のあり方です。最近では政権が変わってよく出てくるようになりました。

(委員)

この資料がですね、非常にカタカナが入りまして理解できないことが非常に多いわけです。皆さん判ったふりで聞いておられるのか、本当に理解をしておられるのか、疑問を持ちます。地域住民の方に説明するときに、このような文書を出していただくと困ります。ですから、できるだけ、外されないカタカナはそのまま結構ですが、今回このような資料を出される時は噛み砕いて日本語を使っていたきたいと思います。

(座長)

その代表的な言葉として、イニシャルコストというのは、何でしょうかね。それでは、他に意見はありませんでしょうか。詳しいことは私たちには判りませんが、内容でしたら先に進みたいと思います。それでは、最後となります。市長への具申方法について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

市長への具申方法についてということなのですが、本日、意見書の内容についてご確認をいただきましたので、意見書の体裁を整え、出来るだけ早い時期に市長への具申を行わせていただきたいと考えております。

また、具申にあたっては33名の皆さん全員にご同席いただくのは無理がありますので、事務局としましては、住民自治推進団体連絡会議を代表して座長と本日欠席ではありますが副座長のお二方をお願い出来ればと考えております。

なお、意見書の体裁にあたっては、座長、副座長にご相談し、作成させていただき、できあがりましたら、皆さんへ郵送することで報告にかえさせていただきたいと思います。以上で、説明を終わります。

(座長)

ただ今、事務局から説明がありましたように、市長への具申はできるだけ早い時期に行うということと、私と山中副座長で具申するということでした。また、体裁については、今後、私と山中副座長と相談し、決定後、市長に具申する意見書を皆さん方に郵送するということです。このことについて、何かご意見がありましたらどうぞ。

特になし

それでは、そのようにさせていただきますが、私の方から事務局にお尋ねをしたいと思いますが、先ほど出ましたように、具申した後の取り組みについて簡単に教えてもらえないでしょうか。

(事務局)

先ほど、何回か触れさせていただきましたが、一応、確認ということで、再度、説明させていただきますが、今後は、この意見書を受けて行動計画を策定してまいります。まず、今年度内の早い時期に「住民自治によるまちづくり行動計画案」を取りまとめ、地域審議会への意見聴取のほか、それから、ホームページや広報手段、支所、出張所、公民館等を通じて市民の皆さん方から広く意見を聞く、パブリックコメントを実施してまいります。当然皆さんへも行動計画案を送付させていただいて、ご意見をお聞きしたいと考えています。諸々の意見を聞き、その上で、年度内には行動計画を策定したいと考えているところです。以上で説明を終わります。

(座長)

先ほども委員さんからもありましたように「パブリックコメント」というようなものが出てきました。私たちにはあまり判りづらいのですよ。パブリックコメントとは、「行政が計画、立案のとき、公表して市民から意見を求めること」だそうです。

その他で事務局からありませんでしょうか。

(事務局)

一点、ご案内なのですが、先週の土曜日に太田郷公民館でしたが、人材育成セミナーを開催いたしまして、本日もご出席の委員さんに講師でご説明いただきました。本当にお世話になりました。

次の第4回目が最終回となりますが、10月24日(土) 同様に1時30分から太田郷公民館講堂で行います。講師の先生は、熊本県立大学総合管理学部の桑原隆広教授に、演題として、「住民と行政の協働によるまちづくり」というテーマなのですが、先ほど説明しましたが、国の方でも方向性が変わってきていますので、その点についてもお話をいただきたいと思っています。是非、最後となりますのでご出席いただきたいと思います。また、地域の方にもご参加いただければと思います。一応、定員は200名ですが、300席ぐらい入れるような形で準備したいと思っていますので、どうぞ、宜しくお願いします。

(座長)

遅くなりましたけど、改めて皆さんにご紹介いたします。我が坂本町の会長に、やねだんに勝るとも劣らない、素晴らしい取り組みをしておられ、私たちに貴重な話を聞かせていただきました。本当にご苦労が多いかと思いますが、私たちも続いていきたいと思っていますので、更なる発展をしていただきたいと思っています。

人材育成セミナーが10月24日に予定されているそうです。こちら次回で最後となりますので、皆さん全員出席をお願いしたいと思います。また、他の方へも周知徹底をご迷惑をおかけしますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

ここで、次長さんよりお話があります。

(次長)

皆さんこんにちは。本日は部長が出席しお礼を述べるところですが、所用により出席できないということで、どうぞ皆さん方に宜しくお伝えいただきたいというこ

とでした。代わりまして私が一言お礼を述べたいと思います。

皆さん方におかれましては、これまで1年と3ヶ月に渡り、徳田座長を中心に住民自治について議論を重ねていただき、大変感謝を申し上げます。本日の第6回の会議で皆さん全員が本意ではないところもあるかと思いますが、意見書も大方の最終確認をしていただきましたので、行政としては、できるだけ早く、行動計画の素案をしまして、その後、広く住民の皆さんの意見を聞きながら推進してまいりたいと考えております。組織の設置につきましては、決して押し付けというようなことではなく、市民の皆さんが住民自治の基本だと考えておりますので、今後はそのようなことで進めさせていただきたいと思います。最後になりましたが、徳田座長におかれましては、取りまとめ役として大変お世話になり、ありがとうございました。本日を持ちまして、連絡会議は終了しますけども、これからもお尋ねしていくことが沢山ありますし、ご意見等があれば、どしどし地域振興課まで、電話でも結構ですので、ご意見をいただければと思っておりますし、そのような形で素案づくりをやっていきたいというふうに考えております。長い期間本当にありがとうございました。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

(座長)

それでは、私の方から一言お礼を述べたいと思います。

これまで、皆さん方には、提案内容を一度持ち帰り、それを各地域で協議していただき、それを次回の会議に持ち寄るという作業を繰り返してもらいました。皆さん方には大変なご苦勞をおかけしましたが、特に問題もなく、スムーズに会議を進めることができました。これもひとえに皆さん方のご理解とご協力の賜物だと思っております。心から感謝申し上げます。

会議は本日で終了となりますが、地域のまちづくりは、ここからがスタートだと思えます。皆さんで出した意見が今回まとめられましたので、今度は我々がそれを実践していくことになろうかと思えます。自分たちの地域は自分たちで守り育てるという意識を、これからは、頭の片隅にしっかりと持っておかなければならないと思っております。

また、行政においても、まとめた意見書が迅速かつ適切に、そして着実に実現されることを願っております。

これにて、住民自治推進団体連絡会議を終了いたします。大変、お疲れ様でした。